

被救護者運賃割引関連規則 目次

- 第1条 変更
- 第2条 被救護者割引普通券の発売
- 第3条 被救護者旅客運賃割引証
- 第4条 被救護者割引
- 第5条 被救護者割引普通券の効力

被救護者運賃割引関連規則

2020.3.31 現在

被救護者に対する運賃割引に関連する取扱いについては、次のとおりとする。

【変更】

- 第1条** 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【被救護者割引普通券の発売】

- 第2条** 当社の指定した施設に保護または救護される者(以下、「被救護者」という)が旅行する場合で、第3条に規定する被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通券を発売する。
- 2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者と付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人につき付添人1人に限って、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、駅において被救護者が車椅子を使用する場合は、被救護者1人につき付添人2人までに限り、第1項の規定を準用することができる。この場合、旅客より収受した被救護者旅客運賃割引証の余白に「車椅子添2人」の例により記入するものとする。
- 4 第2項、第3項の規定によって付添人に対して割引普通券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道券を購入するときであっても、付添人に対して往復券を発売することがある。

【被救護者旅客運賃割引証】

- 第3条** 被救護者が、前条の規定によって割引普通券を購入する場合は、保護または救護を受ける施設の代表者から、当社が認める様式による被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出する。
- 2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月とする。

【被救護者割引】

- 第4条** 第2条の規定により、被救護者または付添人に対して割引普通券を発売する場合は、普通運賃の5割を割引する。
- (注) 被救護者が6才未満の場合は、被救護者は無賃とし、付添人の普通運賃の5割を割引する。

【被救護者割引普通券の効力】

第5条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通券は、割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設代表者が発行した当社が認める様式による旅行証明書を携帯する場合に限って、使用できる。

2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月とする。

3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通券(付添人だけ往復として購入した場合の復片は除く)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用できる。